

## こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務（以下「委託業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、当該業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

### (委託業務の内容)

第2条 鳥取県（以下「県」という。）は、こどもの意見表明コーディネート事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

2 委託業務の内容は、別紙1「業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

### (委託業務の目的)

第3条 こどもの権利擁護については、こども基本法（令和4年法律第77号）により、全てのこどもについて、年齢及び発達の数度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されることとされており、発達過程にあるこどものアドボカシーにおいては、こどもが自らの意思を表示し、意見として形成し、それを表明して自己実現に向けて行動する過程を保障することが必要である。

そのため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第17項に基づく意見表明等支援事業として、児童相談所一時保護施設や児童養護施設等で生活しているこどもの声を聴き届けるサポートを実施し、こどもの権利擁護の取組を推進することを目的とする。

### (予算額)

第4条 予算額は、金10,985千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### (委託期間)

第5条 委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### (参加資格要件)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務の調達公告の日から企画提案書の提出の日までのいずれかの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 仕様書7（1）ウに定める要件を満たしている者を委託業務の拠点に配置している又は委託契約締結までに配置見込みであること。
- (4) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(企画提案書等の作成)

第7条 企画提案書等は、別紙2「こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」に基づき作成するものとする。

- 2 提案者は、委託業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、委託業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

(審査会の設置)

第8条 県は、企画提案等の順位を決定するため、こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。  
3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。  
4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(評価)

第9条 評価については、別添「こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務評価要領」に基づいて行う。

(審査結果の通知、公表)

第10条 県は、審査結果を文書で提案者全員に通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。

(スケジュール)

第11条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- |                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始）         | 令和8年5月19日（火）   |
| (2) 質問受付期限                  | 令和8年6月1日（月）    |
| (3) 質問回答期限                  | 令和8年6月8日（月）    |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限          | 令和8年6月10日（水）   |
| (5) 参加資格審査結果の通知期限           | 令和8年6月12日（金）   |
| (6) 企画提案書等提出期限              | 令和8年6月15日（月）   |
| (7) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和8年7月2日（木） 予定 |
| (8) 審査結果の通知                 | 令和8年7月上旬       |
| (9) 契約締結等の協議及び見積の依頼         | 令和8年7月上旬から中旬   |
| (10) 契約締結                   | 令和8年7月中旬から下旬   |

(提案書の取扱い)

第12条 提案書は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(暴力団の排除について)

第13条 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する

ときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、県子ども家庭部家庭支援課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年5月19日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。